275

質 問 第二七五号

市街化区域農地への「農地に準じた課税」に関する質問主意書

提出者 吉泉秀男

市街化区域農地への 「農地に準じた課税」 に関する質問主意書

課税」 み評 始まった。 街化区域農地」のうち、 た。こうして を求めて自由民主党が修正案を提案し、 その後、 号 市街化区域農地への固定資産税課税に関し、 価 第七十一国会に政府が提出した を導入することが決定された。しかし、 によって地方税法附則に第十九条の二と第十九条の三等が追加され、 が行われ 一方、 宅地並み課税の適用対象は拡大したが、 「評価は宅地並みだが、農地として課税を行う」という、 たが、 「宅地並み課税」 地価 附則第十九条の三は適用されず、 が高い A が導入されなかった市街化区域農地でも、 ・B農地に限って附則第十九条の三が適用され、 「地方税法の一部を改正する法律案」に対し、 それが可決された。 四十七年度は議員立法で実施が延期された。 「地方税法の一 市街化区域に「宅地並み課税」と「農地に準じた課税 附則第十 この結果、 部を改正する法律_ 九条による農地としての課税が継続され いわゆる「三大都市圏の特定市 「農地に準じた課税」 昭和四十七年度から 附則第十九条の二で (昭和四十六年法律第十 「宅地並み課税」 「宅地並み課 翌昭和四十八年 が誕生した。 「宅地: 「宅地な 税 実施 並み の市 が

が併存する構造は今日まで継続している。 地方都市圏の市街化区域等で広く実施されている 「農地に準じた

課税」 につき、 以下の二点について質問する。

「農地に準じた課税」における増税開始年度について

| 農地に準じた課税| は、 形の上では右のように昭和四十八年度に誕生した。 しかし、 当時は、 地方税

法附則第十九条が、 農地への課税が昭和三十八年度分の課税標準額に基づく固定資産税額を超えないよう

に調整していた。このため、 「宅地並み評価」 は課税に影響しなかったと考えられる。

「宅地並み評価」 が課税に影響し始めるのは、 「地方税法等の一部を改正する法律」 (昭和五十一年法

農地課税に

「負担調整率」

が登場した昭和五十一年度であ

ると考えられるが、 この点に関し事実確認を求める。

律第七号)によって附則第十九条が改正され、

一 農地と住宅用地の税額比較について

市街化区域農地 の課税強化は、 「住宅難を解決するための地価対策」 (昭和四十五年八月の地 価 対策

閣僚協議会) と位置づけられている。 このため、 住宅用地への転用が想定されているようで、 昭和四十八

年度に開始された市街化区域農地への「宅地並み課税」では、 同年に住宅用地に導入された課税標準特例

(導入時は二分の一、後に三分の一に強化) と同じ扱いが行われた。 「農地に準じた課税」についても、

後にこの特例が導入されている。

担をさらに半減する しかし、 異なる点もある。 「小規模住宅用地」 住宅用地では、 特例が登場する。 翌四十九年度に、 一方、 住宅一戸あたり二百平方メートルまでの負 市街化区域農地には、 現在に至るまでこ

れ

に対応する施策が施されていない。

高くなると考えられる。 転用する場合を考える。 分化が進行している市街化区域では、 平成二十二年度の総務省資料によると、全国の住宅用地地積の約六割が小規模住宅用地であり、 しかし、 農地の間は造成費相当額が控除されているため、 住宅用地になると、 より比率が高いと思われる。そこで、 小規模住宅用地の特例が適用される。 評価 市街化区域農地を住宅用地に (決定価格) は転用で若干 宅地細

れる。 る。 た課税」 を地積ベースで計算すると、 実際 負担水準は年々上昇している。平成二十二年度の負担水準が 小規模住宅用地は三十二パーセント、住宅用地は三十三パーセントが本則課税なので、 の税額は、 「農地に準じた課税」 の負担水準が極端に低いとは言えない。 特例適用 の後、 を全体的に見ると、 「農地に準じた課税」では田が四十四パーセント、 前年の負担水準に応じて課税標準額をさらに軽減した額に対して算出さ いずれ 現在は住宅用地より負担水準が低め 「本則課税」に達して負担水準の違いがなくなる 一.○以上(いわゆる本則課税) 畑が二十パーセントであ の傾向 が 「農地に準じ ある。 0 比率 しか

はずで、 小規模住宅用地に相当する軽減がない農地の方が、 同じ用地に課せられる固定資産税額が高くな

るものと考えられる。

そこで、決定価格と造成費相当額が平均的な 「農地に準じた課税」 の農地を住宅用地に転用した場合、

税額がどの程度増加すると考えられるかを質問する。もちろん、 負担水準はいずれも本則課税で、転用の

影響を受けないものと仮定する。まず、最も単純な、 前面道路に変化がなく、一筆の農地がそのまま一筆

の住宅用地となり、 全てが小規模住宅用地である場合について、 税額の変化を示していただきたい。 た

だ、 実際には、 転用時に区画が分割されたり、 公共用地が提供される場合もあると思われる。そこで、 追

加的にどのような状況が生じることが多く、それがどう影響するかについても、 説明を求める。

右質問する。